九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.369
2022（令和4）年1月23日（日）発行

■ **はらまち九条の会** は、戦争放棄の憲法９条を守り、永久に「戦争をしない国・日本」であることを願い、「鈴木安蔵の出身地の九条の会」を誇りに活動する自由な市民の会です。支持政党や宗教を問わず、何の拘束もなく、匿名でも入会できる気軽な会です。■結成は2005年12月。今年で17年目。隔月で会報を発行。■会員は南相馬市原町区を中心に３７５名。■会費は年千円です。

◀本会のシール（デザイン：朝倉悠三さん）

明けましておめでとうございます

今年も日本が憲法第9条を堅持し、“戦争をしない国”で、平和な日常でありますように！

「はらまち九条の会」も今年12月で満17年です。コロナ禍の中で活動にも支障が出ていますが、工夫して可能な活動に頑張ります。今年も会員の皆さまのご協力とご支援を、よろしくお願いいたします。（事務局員一同）

米英仏中ロ「核戦争に勝者なし」声明

○1月3日米英仏中ロの5カ国が、「核保有国間の戦争回避。核戦争に勝者はなく決して戦ってはならない。核軍縮の誠実な交渉で核なき世界をめざす」の共同声明を発表しました。

○唯一の被爆国日本は、アメリカの言いなりはもうやめて主体的に行動を起こすべきです。

何が“安全保障”だ！（山口県『長周新聞』）

米軍基地からコロナ感染拡大

●年末から年始に新型コロナオミクロン株感染者が、沖縄県や山口県岩国市などで急増。「日米地位協定」により入管審査なしで国内に入れる米軍関係者がＰＣＲ検査なしで自由に本土から出入りし、基地からマスクもせずに市中に繰り出していることが原因と言われています。

●植民地扱いの「日米地位協定」の改訂が望まれますが、メディアの報道も少ないようです。

改憲をめざす岸田政権

●岸田文雄首相は年頭所感で「改憲も今年の大きなテーマ。国会で論戦を深め、国民的な議論を喚起していく」と訴えています。

●しかし現在の日本国憲法を尊重しない者たちに、改憲を訴える資格はありません。政党をこえて憲法第9条を守りたい人びとともに、改憲の阻止や反戦平和を訴えていきましょう。

コロナに負けないで！今年の本会の活動は

2022年の主な日程・予定

1月 9日（日）南相馬市成人式（本会のチラシ手配り活動は、コロナ禍で中止）
23日（日）南相馬市長選投票
（門馬和夫氏が桜井勝延氏を破り再選）
会報「九条はらまち」発行

2月 4～20日北京冬季五輪

3月 4～13日北京パラリンピック
22～24日ウィーンで核兵器禁止条約第1回締約国会議

4月 **会報「九条はらまち」発行**

5月3日市内全紙に護憲チラシ折込み
15日沖縄が日本に復帰して50年

6月19日（日）本会総会

7月15日改選の参議院議員の任期満了

8月 **会報「九条はらまち」発行**

9月 日中国交正常化50周年

11月8日アメリカ大統領中間選挙
30日南相馬市議会議員の任期満了

12月7日 **本会設立から満17年**
会報「九条はらまち」発行

No.369

「憲法9条」はGHQの押し付けではありません

幣原喜重郎元首相　憲法9条の意義を漢詩に託す

幣原喜重郎
元首相

＜2019年5月3日『毎日新聞』参照＞

幣原喜重郎しではらきじゅうろうは、終戦直後の1945（昭和20）年10月9日から46年5月22日まで戦後２人目の首相になりますが、責任の重い明治憲法の改正、新憲法の制定に直面します。

幣原首相が「第9条」を提案しGHQのマッカーサーに伝える

ところが73歳だった幣原は45年暮に肺炎を患いGHQ（連合国総司令部）から贈られたペニシリンで全快します。46年1月24日にお礼の名目でGHQマッカーサー最高司令官を訪ね会談します。その冒頭幣原は「新憲法では日本は軍事機構を一切持たないと決めたい」と提案し、マッカーサーは「腰が抜けるほど驚いた」とその『回想記』で述べています。**（本会会報№292・295参照）**

▲小学館学習まんが『日本の歴史』第20巻「新しい日本」102ページ。幣原がマッカーサーに「9条」を提案しています。

幣原首相こそ「戦争を禁止する戦争放棄の条項・第９条」の提案者で、昭和３年パリ不戦条約の日本全権を務めた幣原の平和の哲学が「第９条」のベースになったとされています。

軍備よりも外交力で友好を

漢詩は「軍備よりも君主の徳が安全保障の要」という趣旨で、外交力で友好関係を築く大切さを、現在の政権にも訴え続けているようです。

幣原元首相が「第9条」の意義を、＜右＞の漢詩に託して掛け軸にしたため、1946（昭和21）年3月に内閣副書記官長（現在の内閣官房副長官）の木内四郎氏に贈ったものです。

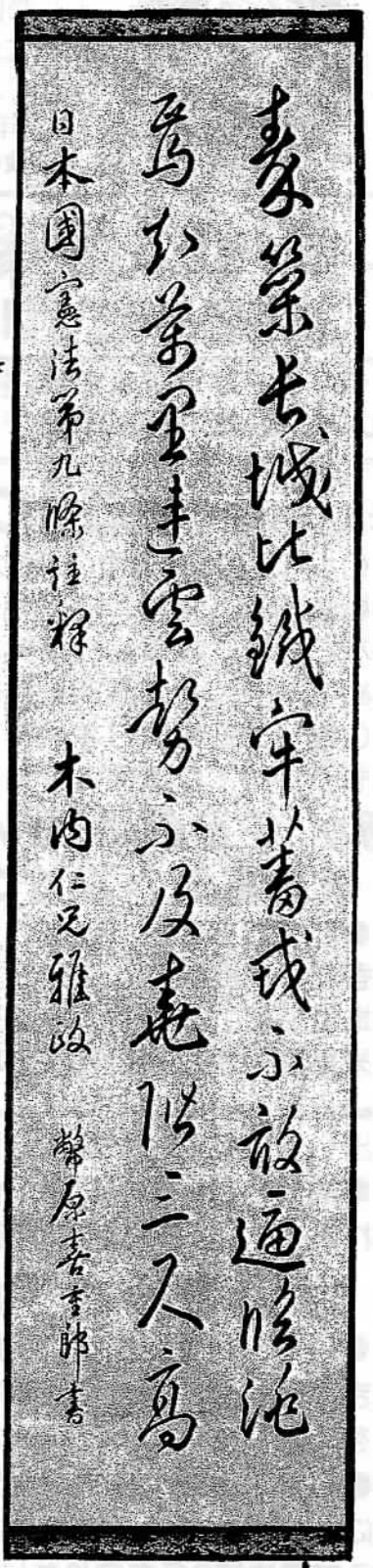

＜掛け軸の揮毫文は＞

＜読み方＞　唐の詩人 汪遵「長城」

秦長城を築いて鉄牢に比す
蓄戎敢えて臨桃に逼らず
焉んぞ知らん万里連雲の勢い
及ばず堯階三尺の高きに

日本国憲法第九条注釈　幣原喜重郎書

＜大意＞　秦は長城を築いて鉄の牢のようだが、遊牧民のえびすや蛮族たちはあえて都の臨桃に侵入はしなかった。長城は万里の長さで雲に連なる高さほどに築いても、堯の玉座の高さ三尺にも及ばないことを、武力に頼った秦の者たちに知ることができようかできはしない。（君主の徳が武力に勝るのだ）

＜関連の本＞○幣原喜重郎『外交五十年』中公文庫　○『マッカーサー回想記』中公文庫
○半藤一利『昭和史・戦後篇』平凡社　○塩田潮『日本国憲法をつくった男』朝日文庫